

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和8年4月28日

横浜市契約事務受任者
下水道河川局長 遠藤 賢也

1 契約の概要

神奈川水再生センター第二系列最終沈殿池等緊急応急措置工事

2 履行(納品)場所

神奈川区千若町1丁目1番地

3 契約日

令和8年4月3日

4 履行日又は履行期間

令和8年4月6日から令和8年12月25日まで

5 契約金額

¥80,000,000.- (うち消費税及び地方消費税額¥7,272,727.-)

6 契約の相手方(名称及び所在)

南部工業株式会社 代表取締役 中西 理栄
横浜市中区本牧間門46-11

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

川井幹線特殊人孔の都筑水再生センター側の一部に二次覆工コンクリートの劣化によりスチールセグメントが露出している部分が確認され、幹線の構造的な安全性が損なわれ、崩落に至るおそれがあることが判明しました。

当該箇所の補修工事を行うためには、対象区間を無流水状態とする必要があります。そのため、現在、特殊人孔で都筑水再生センターへ分水している川井幹線上流の下水日量約3万m³分を、補修期間、別系統である神奈川水再生センターへ流入させる必要があります。

しかしながら、神奈川水再生センターでは、現在、日量20万m³以上の汚水を受け入れており、これに加えて定常的に日量約3万m³を受け入れるためには、受け入れ能力の増強が不可欠です。仮に受け入れ能力の増強が行えない場合、水処理能力の限界を超えて揚水せざるを得なくなり、法令で定められた水質基準を維持できなくなるお

それがあほほか、揚水しきれない汚水が市街地にあふれ出る可能性も否定できません。

このため、長期間にわたり認可が外れていたことから整備を進めることができず、現在休止中となっている第2系列最終沈殿池等について、緊急的に修繕を実施し、受け入れ能力の増強を図るものです。

8 契約の相手方の選定理由

横浜管機設備協会加盟会社で、かつ修繕にて場内に入入りしていた南部工業株式会社であれば本工事を当センターの希望工期内で実施できるため、随意契約いたしました。

9 所管課

神奈川水再生センター